

令和6年 第3回

仙北市農業委員会総会議事録

令和6年3月7日(木)開催

仙北市農業委員会

1.開催日時 令和6年3月7日(木)午前9時～

2.開催場所 仙北市役所角館庁舎 2階202・202会議室

3.出席農業委員 (13人)

1番	齋藤	瑠璃子	3番	藤村	紀章
4番	高橋	健	5番	千葉	智永
6番	佐藤	一也	7番	鈴木	八寿男
8番	荒木田	浩生	9番	藤川	健栄
11番	青柳	良信	13番	大石	知
14番	門脇	富士美	15番	草薨	良孝
17番	藤村	隆清			

4.欠席委員 (4名)

2番	小田嶋	比左子	10番	小玉	均
12番	佐藤	孝典	16番	高橋	政敏

5.議事日程

- | | |
|----|------------------|
| 第1 | 開会宣言 |
| 第2 | 会長挨拶 |
| 第3 | 議事録署名員並びに会議書記の指名 |
| 第4 | 会務諸報告 |
| 第5 | 1.報告 |

(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

2. 議事			議長	本日の出席委員は13名、欠席委員は4名です。よって本委員会は定足数
(1) 議案第10号				に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)
農地法第3条の規定による許可申請について			議長	議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。
(2) 議案第11号				『異議無し』の声あり
農地法第5条の規定による許可申請について			議長	異議無しと認めます。それでは議事録署名員に5番千葉委員、6番佐藤委員を指名します。会議書記は浅利主事を指名します。
(3) 議案第12号			議長	本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について				『異議無し』の声あり
(4) 議案第13号			議長	異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。
農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて			阿部局長	《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時5分)
(5) 議案第14号			議長	ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。
農地法第3条第1項の目的の買受適格証明願いについて			阿部局長	《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》
(6) その他				
第6 閉会				
6. 事務局職員				
局長	阿部 聡	参事	桎尾 健	議長
主査	竹下 義博	主事	浅利 天夢	
7. 書記				
主事	浅利 天夢			
8. 議事録署名員				
5番	千葉 智永	6番	佐藤 一也	議長
				事務局より説明をお願いします。
9. 会議の概要				
会長	これより第3回仙北市農業委員会総会を開催致します。			桎尾参事
				それでは議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号4番及び5番について説明致します。
				整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇

檜尾参事 筆、面積〇〇㎡、所有権移転の交換案件となります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は自作地相互の交換となります。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の交換案件となります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は自作地相互の交換となります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告は私が行います。

17番藤村 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり許可することにご異議ございませんか。
『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号4番及び5番については、許可することに決定します。（9時8分）

議 長 利害関係者の復席を求めます。
《6番佐藤委員 復席》（9時8分）

議 長 次に議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号4番及び5番を除いて上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾参事 議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号4番及び5番を除いて、説明致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町〇

檜尾参事 〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の贈与案件となります。譲渡人は〇〇県〇〇市在住の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は財産処分、経営規模の拡大となります。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の贈与案件となります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は同一世帯内での後継者への生前部分贈与、受贈となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇.〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借の更新案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は病気等で労力不足、経営規模の拡大、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条使用貸借の新規案件となります。貸付人は角館町〇〇地区の〇〇さん、借受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相

檜尾参事 手方の要望、新規就農、期間は〇〇年間となります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について、11番青柳委員よりお願いします。

11番青柳 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に整理番号2番及び8番について、15番草薨委員よりお願いします。

15番草薨 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に整理番号3番について、6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に整理番号6番について、5番千葉委員よりお願いします。

5番千葉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 整理番号7番については更新案件ですので、現地確認報告は省略させていただきます。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号4番及び5番を除いては、許可することに決定します。(9時18分)

議 長 次に議案第11号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾参事 それでは議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について説明致します。

檜尾参事 整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となっております。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は〇〇市の株式会社〇〇となります。転用目的は商業サービス、施設等については3区画の宅地分譲地となります。転用理由としては、申請地は駅や商業地等に近く、住環境に適しており、土地住宅を探している希望者が多いことから申請地を選定したためとなります。申請地は都市計画区域内用途地域内農地となっております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を事務局よりお願いします。

事 務 局 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第11号農地法第5条の規定による許可申請については、許可することに決定します。(9時22分)

議 長 議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号2番及び3番についてを上程します。利害関係者として私が退席します。議長を13番大石代理にお願いします。

《17番藤村会長 退席》(9時23分)

13番大石 暫時議長を務めます。

臨時議長 整理番号2番及び3番について、事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは整理番号2番及び3番について、説明致します。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇

竹下主査 筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の株式会社〇〇となります。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の株式会社〇〇となります。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。説明は以上です。

臨時議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号2番及び3番について、事務局よりお願いします。

事務局 《現地確認報告》

臨時議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

臨時議長 無いようですので、このとおり策定とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

臨時議長 異議無しと認めます。議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号2番及び3番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。（9時26分）

臨時議長 利害関係者の復席を求め、議長を交代します。

《17番藤村会長 復席》（9時26分）

議長 議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号41番についてを上程します。利害関係者の退席を求めます。13番大石代理。

《13番大石代理 退席》（9時27分）

議長 整理番号41番について、事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは整理番号41番について、説明致します。

整理番号41番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、中間管理事業の賃貸借案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号41番について、事務局よりお願いします。

事務局 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号41番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。（9時29分）

議長 利害関係者の復席を求めます。

《13番大石代理 復席》（9時29分）

議長 それでは議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号2番、3番、10番及び41番を除いて一括して上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積

竹下主査

計画の承認についてのうち、整理番号2番、3番、10番及び41番を除いて説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の農事組合法人〇〇となります。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は〇〇市に在住の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇

竹下主査

筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号11番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号12番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号13番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号14番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の株式会社〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号15番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇

竹下主査 ○筆、合計面積○○㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の株式会社○○です。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

 整理番号16番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

 整理番号17番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

 整理番号18番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり米○○俵、年額米○○.○俵となります。

 整理番号19番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、賃貸借の移転案件となります。転貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は角館町○○地区の○○さん、○○さん分となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

 整理番号20番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、賃貸借の移転案件となります。転貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は角館町○○地区の○○さん、○○さん分となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となり

竹下主査 ます。

 整理番号21番、農地の所在は田沢湖○○地区・角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、賃貸借の移転案件となります。転貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は角館町○○地区の○○さん、○○さん分となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円、一部使用貸借となります。

 整理番号22番から38番については再設定案件となりますので、説明は割愛させていただきます。

 また整理番号39番から40番については、農地中間管理事業による案件で、法人への○○年間の貸借となります。説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び11番から15番について、9番藤川委員よりお願いします。

9番藤川 《現地確認報告》

議 長 次に整理番号4番について、13番大石代理よりお願いします。

13番大石 《現地確認報告》

議 長 次に整理番号5番から9番について、4番高橋委員よりお願いします。

4番高橋 《現地確認報告》

議 長 次に整理番号16番、17番及び19番から21番について、事務局よりお願いします。

事 務 局 《現地確認報告》

議 長 次に整理番号18番について、1番齋藤委員よりお願いします。

1番齋藤 《現地確認報告》

議 長 次に整理番号39番及び40番について、8番荒木田委員よりお願いします。

8番 荒木田 《現地確認報告》

議長 整理番号22番から38番については、再設定案件ですので現地確認報告は省略します。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号2番、3番、10番及び41番を除いては、この策定を適正と認め、承認することに決定します。

(9時46分)

議長 議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号10番についてを上程します。利害関係者の退席を求めます。9番藤川委員。

《9番藤川委員 退席》(9時47分)

議長 整理番号10番について、事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは整理番号10番について、説明致します。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号10番について、事務局よりお願いします。

事務局 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号10番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時49分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《9番藤川委員 復席》(9時49分)

議長 次に議案第13号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについてを上程します。事務局より説明をお願いします。

桎尾参事 それでは議案第13号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて、説明致します。生前一括贈与については、議案書に記載されております13名の受贈者が、贈与を受けた農地の耕作を行っているかを、担当委員の皆様を確認をお願いするものです。問題がない場合は会長名で証明したものを税務署等に提出することになります。ご審議のほどよろしくお願い致します。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。各地区の担当区域内で猶予を受けている方の農業経営状況、耕作状況等について、不適格な方がいる場合は、担当委員の発言を求めます。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、申請のとおりに証明することでご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第13号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについては、申請のとおり証明書を交付することに決定します。

(9時51分)

議長 次に議案第14号農地法第3条第1項の目的の買受適格証明願いについてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾参事 それでは議案第14号農地法第3条第1項の目的の買受適格証明願いについて、説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡となります。所有者は田沢湖〇〇地区の合資会社〇〇、申請者は〇〇市に在住の〇〇さんとなります。申請事由は経営規模の拡大となります。所有者の合資会社〇〇が解散したため、秋田地方裁判所大曲支部の案件として、競売予定となっております。その買受適格者として申請者が適当であるかを、ご審議いただくものです。申請者の方は、〇〇市で農業経営を行っており、ブルーベリーの栽培をしております。〇〇市の農地の現地確認もしております。今回仙北市で新規就農を行い、申請地でブルーベリーの栽培を行いたいとのことです。公売入札期日は令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日、開札日時は令和〇〇年〇〇月〇〇日となっております。競売での買受者の確定後、農地法第3条による売買の申請が出される予定となっております。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を4番高橋委員よりお願いします。

4番高橋 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

9番千葉 ブルーベリーは基本朝採りですが、自宅からの距離を考えると、そのあたりは大丈夫なのでしょうか。

榎尾参事 基本的には申請者の方とその配偶者の方の夫婦2人で栽培するのですが、合資会社〇〇の元職員の方に雇用賃金を払って、協力していただくことになっております。

議長 他にございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、申請者を買受適格者とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第14号農地法第3条第1項の目的の買受適格証明願いについては、申請者を買受適格者とすることに決定します。

(9時59分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。協議事項について、はじめに鈴木農地専門委員長から報告をお願いします。

鈴木委員長 協議事項 (1)令和6年度仙北市農作業標準賃金(案)について

阿部局長 連絡事項 (1)今後の日程について

＊3月19日(火)午前9時～ 第4回農業委員会総会

仙北市役所角館庁舎2階 202・202会議室

＊3月25日(月)午前9時～ 農用地利用調整会議

仙北市役所角館庁舎1階 101・102会議室

＊4月10日(水)午前9時～ 第5回農業委員会総会

仙北市役所角館庁舎2階 202・202会議室

議 長 これで令和6年第3回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様
でした。(10時23分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和6年3月7日

議 長 _____

署 名 員 5 番 _____

署 名 員 6 番 _____